労働条件等に関する規定

第一

船員

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

の整

船 舶 所有者は、 雇入契約を締結しようとするときは、 労働条件に関する一定の事項について雇入契約

の相手方に対し書面を交付して説明し、 雇入契約が成立したときは、 これらの事項を記載した書面 を船

員に交付するとともに、 当該書面の写しを船内に備え置かなければならないものとすること。

(第三十二条及び第三十六条関係)

船舶所有者は、 国土交通大臣の許可を受けて、又は国土交通大臣に届出をして船員職業紹介事業を行

う者以外の者が国内において船舶所有者に紹介した求職者、 外国における船員職業紹介事業を適 確 に実

施することができるものとして定める基準に適合しない者が外国において船舶所有者に紹介した求職者

等を船員として雇い入れてはならないものとすること。

(第三十二条の二関係)

 $\equiv$ 船舶所有者は、 船員に責があり雇入契約を解除した場合においても、船員が自己の負担でその希望す

る地まで移動することができないときは、 船舶所有者の費用により、 船員の希望に応じた輸送手段で船

員を送還するものとし、 当該費用の償還を船員に請求することができるものとすること。

(第四十七条第二項から第四項まで関係)

匹 船舶 所有者は、 給料その他 の報酬を支払うときは、 船員に対しこれらに関する事項を記載 した書面を

交付しなければならないものとすること。

(第五十三条第三項関係)

五 船員  $\mathcal{O}$ 労働 芸時間等に関する規制を船長等に適用するものとすること。 (第六章及び第九章 の二関係

六 船長は、 船舶 の安全を確保するため 臨時の必要がある場合又は人命等の安全を図るため緊急を要する

場合において、 補償休日又は休息時間に、 自ら作業に従事し、 又は海員を作業に従事させたときは、 船

舶 の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りで、 当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、 又

は休息をさせるよう努めなければならないものとすること。

(第六十四条第三項及び第六十八条第二項関係)

七 船舶所有者は、 労働組合等との書面による協定をし国土交通大臣に届け出た場合、 休息時間を、一日

について三回以上に分割して、又は二回に分割した場合のいずれか長い方の休息時間を六時間未満とし

て、船員 (海員にあっては、特別の安全上の必要がある場合に作業に従事する海員又はその航海の態様

が特殊である一定の船舶に乗り組む海員)に与えることができるものとすること。

八 船舶所有者は、 十六歳未満の者 (漁船にあっては、 十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終

了した者を除く。 )を船員として使用してはならないものとすること。 (第八十五条第一項 関 (係)

九 船舶所有者は、 航海中の船員の苦情を処理するための手続を整備し、 雇入契約が成立したときは当該

手 続を記載した書面を船員に交付するとともに、 船員から苦情の申出を受けた場合は当該手続 に則り苦

情を処理し、 苦情を申し出たことを理由として船員に対して不利益な取扱いをしてはならないものとす

ること。

(第百十八条の四関係)

その他、 船員の労働条件等に関する規定について、二千六年の海上の労働に関する条約(以下「条約

」という。)に対応した所要の改正を行うものとすること。

第二 国際航海に従事する一定の日本船舶に対する船員の労働条件等の検査

国際航海に従事する一定の日本船舶 (以下「特定船舶」という。)の船舶所有者は、特定船舶を初め

て又は二の海上労働証書の有効期間の満了後において国際航海に従事させようとするときは、 船員の労

働条件等について国土交通大臣又は六の登録検査機関の行う定期検査を受けなければならないものとす

(第百条の二関係)

二 一の定期検査の結果一定の要件に適合すると認めたときは、 国土交通大臣は、 当該船舶 の船舶 派所有者

に対し海上労働証書を交付するものとすること。

(第百条の三関係)

三 海上労働証書の交付を受けた船舶 の船舶所有者は、 当該海上労働証書の有効期間中の一 定 の時間 期に、

船員 の労働条件等について国土交通大臣又は六の登録検査機関の行う中間検査を受けなければならない

ものとすること。

兀

(第百条の四関係)

特定船舶の船舶所有者は、 定の事由により当該船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、

船員の労働条件等について国土交通大臣又は六の登録検査機関の行う検査を受けるものとし、 国土交通

大臣は、 当該検査の結果一定の要件に適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し臨時海上

労働証書を交付するものとすること。

(第百条の六関係)

五. 特定船舶は、 有効な海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けたものでなければ、 国際航海に

従事させてはならないものとすること。

(第百条の七関係)

六 国土交通大臣は、一、三及び四の検査を行おうとする者から申請があり、 当該者が一定の要件に適合

しているときは、登録検査機関として登録するものとすること。

(第百条の十二関係)

七 登録検査機関は、 検査を行うことを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、 遅滞なく、 検

査を行わなければならないものとすること。

(第百条の十四関係)

八 登録検査機関は、 検査業務の開始前に、 検査業務規程を定め、 国土交通大臣の認可を受けなけ ń ばな

らないものとすること。

(第百条の十六関係)

九 登録検査機関は、 国土交通大臣の許可を受けなければ、 検査業務を休止し、 又は廃止してはならない

ものとすること。

(第百条の二十関係)

+ その他、 船員の労働条件等の検査について、 所要の規定を設けるものとすること。

第三 我が国に寄港する一定の外国船舶に対する乗組員の労働条件等の検査

国土交通大臣は、一定の外国船舶が国内の港にある間、 乗組員の労働条件等に関し、条約に定める要

件に適合しているかどうかについて、その職員に検査を行わせることができるものとすること。

(第百二十条の三第一項関係)

国土交通大臣は、一の検査の結果、 乗組員の労働条件等が条約が定める要件等に適合していないと認

めるときは、 船長に対し是正のための通告を行うほか、 当該船舶の航行の停止命令又は差止めを行うこ

とができるものとする。

(第百二十条の三第三項及び第四項関係

## 第四 その他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うものとすること。

## 第五 附則

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行するものと

すること。ただし、第二及び第三に関する規定については、 条約が日本国について効力を生ずる日 以

下「発効日」という。)から、二で定める発効日前の船員の労働条件等の検査に関する規定については、

発効日前の政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。

(附則第二条から第十二条まで関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。

(附則第十三条から第二十四条まで関係)